

当新田環境センター余熱利用施設整備・運営事業に関する
特定事業の選定について（公告）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、当新田環境センター余熱利用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、法第 8 条の規定により、ここに評価の結果を公表する。

平成 12 年 10 月 23 日

岡山市長 萩原 誠司

1 評価の方法

『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業（以下「PFI 事業」という。）の実施に関する基本方針』（平成 12 年総理府告示第 11 号）及び本事業に関する実施方針に基づき、事業期間全体を通じたコスト算定による定量的評価及びサービス水準に関する定性的評価を行った。

2 定量的評価

2-1 前提条件及び算定方法

定量的評価に当たっては、本事業を行う民間事業者（以下「事業者」という。）の計画がまだ明らかになっていないことから、提供されるサービスは同一の水準であることを前提とした。岡山市（以下「市」という。）が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合それぞれについて、以下の考え方に沿って事業期間全体を通じた市の財政負担の見込総額を算出した。

(1) 市が直接実施する場合の財政負担見込総額

- ア 事業期間全体を通じた市の財政負担額の見込総額は、土地取得費、調査費、設計費、建設費、運営・維持管理費、間接費及び借入金の返済に要する費用を積算し、これに事業に内在するリスクをコスト評価したもの（リスク調整分）を加算し、さらに地方交付税及び利用者からの料金収入を控除して算定した。
- イ リスク調整分は、PFI 事業として実施する場合に事業者に移転されるリスクにかかる部分を評価しており、PFI 事業として実施する場合と同様の考え方により一定の率を用い算定した。
- ウ 利用者からの料金収入は、推定利用者数及び予定する料金設定を基に想定した。

(2) PFI 事業として実施する場合の財政負担見込総額

- ア 事業期間全体を通じた市の財政負担額の見込総額は、土地取得費及びその借入金の返済に要する費用、事業者に対して市から支払うサービス購入費の総額並びに PFI 事業関連費用から、地方交付税、利用者からの料金収入及び事業者からの税収（市税）を控除した額とした。
- イ 事業者に対するサービス購入費については、以下の考え方にに基づき設定した。まず事業者が本事業を行う場合の契約手続き費用、調査費、設計費、建設費、運営・維持管理費、借入金に要する費用及びその他経費等を想定した。次に、これに事

業者が負担するリスクをコスト評価したもの（リスク調整分）として、リスクに見合った一定の投資効率が確保できるように一定の率で算定した額を加算した（この率は、市が直接実施する場合に比べ、専門的ノウハウを有する事業者が行う経営管理によって縮減が期待されるものの、同率と置いた。）。

ウ PFI 事業関連費用は、PFI 事業実施に係るアドバイザー費用及び市の職員の人件費とした。

エ 利用者からの料金収入は、事業者のノウハウを活かした魅力的運営によって増加が期待できるものの、市が直接実施する場合と同額とした。

(3) 算定方法

上記前提条件を基に、市の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出し、これらの額を一定の率を用いて現在価値に割り戻した。

2-2 評価結果

本事業を PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合と比べて、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 4% 縮減することが期待できる。

なお本評価は、次項に記すサービスの質的評価やまたそれによる利用者からの料金収入増加期待及びリスク調整分の縮減を加味しない、最小限の期待値であることに留意すべきである。

また、本事業を PFI 事業として実施することにより、国民経済の視点から見た場合には極めて大きな経済効果が期待できる点にも留意すべきである。すなわち、PFI 事業として実施する場合と市が直接実施する場合とでは国による地方交付税措置が異なり、PFI 事業の場合の国庫支出は直営事業の場合から 76% 節減される。さらに、PFI 事業として実施する場合、法人所得税を始めとする国庫納付（PFI 事業のライフサイクルコストではこれを経費計上している。）が行われる。参考までにこれらを考慮した国民経済的視点から評価すると上記縮減率は約 21% となる。

3 定性的評価

PFI 事業として実施する場合には、事業者の経営上のノウハウや専門的な技術的能力により、運営期間中の利用者ニーズの変化に即応した柔軟な運営の変更や多様なサービス・メニューの提供が図られ、効率的かつ機能的な施設運営そして良質なサービスが期待できる。

また、市と事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、事業に内在するリスクに対するマネジメント力を高めることとなり、上記定量的評価に加えて市のサービス購入費の低減により更なる財政負担の縮減が期待される。

4 特定事業としての選定

以上に鑑み、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに法第 6 条に基づく特定事業として選定する。

以上